

5 里親等への委託の推進に向けた取組

基本的な考え方

改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、こどもの最善の利益を実現するため、こどもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、こどもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を推進する必要がある。

そのため、里親やファミリーホームへの委託が必要なこども数の見込みと里親の状況を踏まえ、大阪市における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組を行う

今後の取組

1. こども相談センターの児童福祉司は意識変革を行い、新規入所や措置変更を検討する場合、まずは、里親等への委託を第1の方針とし協議に諮る。
2. 民間フォスティング機関へ業務委託し実施体制を整備
3. こども相談センター単位でフォスティング機関設置
4. 各こども相談センターとフォスティング機関との連携により里親子の不調を防止
5. 各里親支援機関B型との更なる連携強化
6. 低年齢児の里親委託推進に向けた取組
7. 思春期児童の里親委託推進に向けた取組

目標

① 民間機関（里親支援機関A型）への委託実施数

- ・令和3年度 3か所
- ・令和8年度 4か所

② 里親登録数・ファミリーホーム数

目標年度	平成30年度末	令和6年度末	令和11年度末
里親登録数	129世帯	263世帯	372世帯
ファミリーホーム数	17か所	23か所	28か所

③ 里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数

目標年度	平成30年度末	令和6年度	令和11年度
里親委託児童数	108人	205人	291人
ファミリーホーム委託児童数	87人	115人	140人

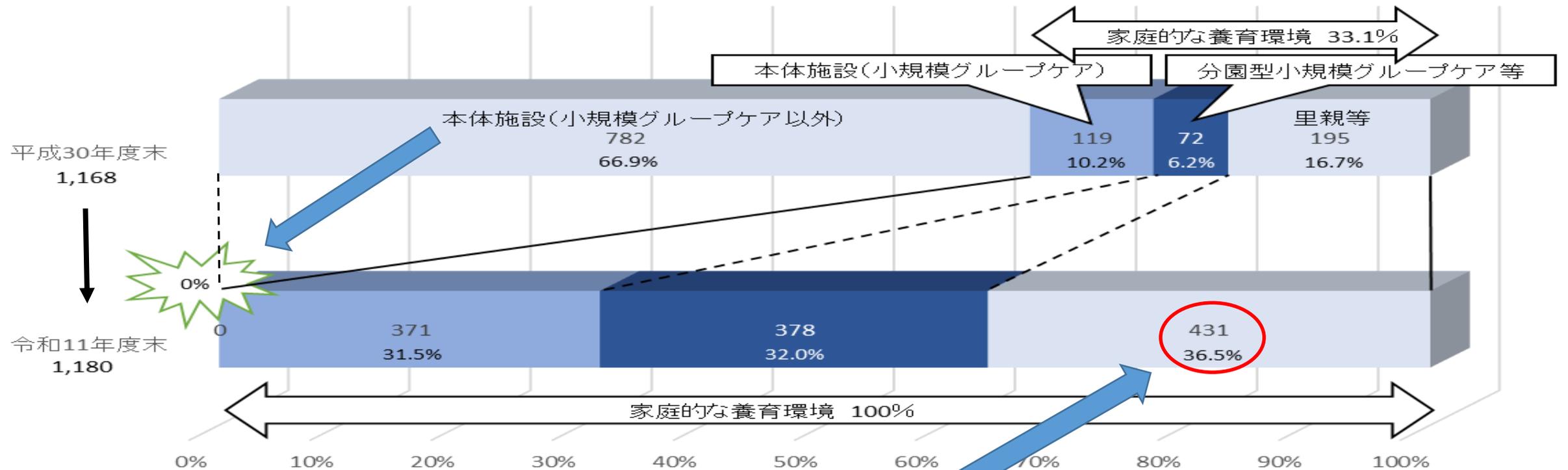
里親委託率目標に対するこれまでの部会での各委員の主なご意見

- 目標には家庭養育優先原則の理念を反映すべき。これまでの国目標である令和11年度末時点で33.3%という数値より上を目指すべきではないか。
- 国の目標（0～2歳児は5年後・3～5歳児は7年後までに75%以上、6～17歳児は10年後までに50%以上）を目指す場合、拙速な計画になることは明らか。
- 施設養育においても、家庭的環境を目指して小規模化（＝定員減）していく中で、里親が増えなかったときに、こどもの代替養育先がなくなってしまうよう全体を見据えて計画を推進すべき。
- 里親を増やしていく際に、こども相談センターの里親担当など里親を支援する機関の負担が大きくなるため、支援機関の体制充実についても考える必要がある。

大阪市の考える10年後のあるべき養育形態について

➤ 家庭養育優先の理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべての児童に家庭的な養育環境を整えることが必要。

↳ 10年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとする。

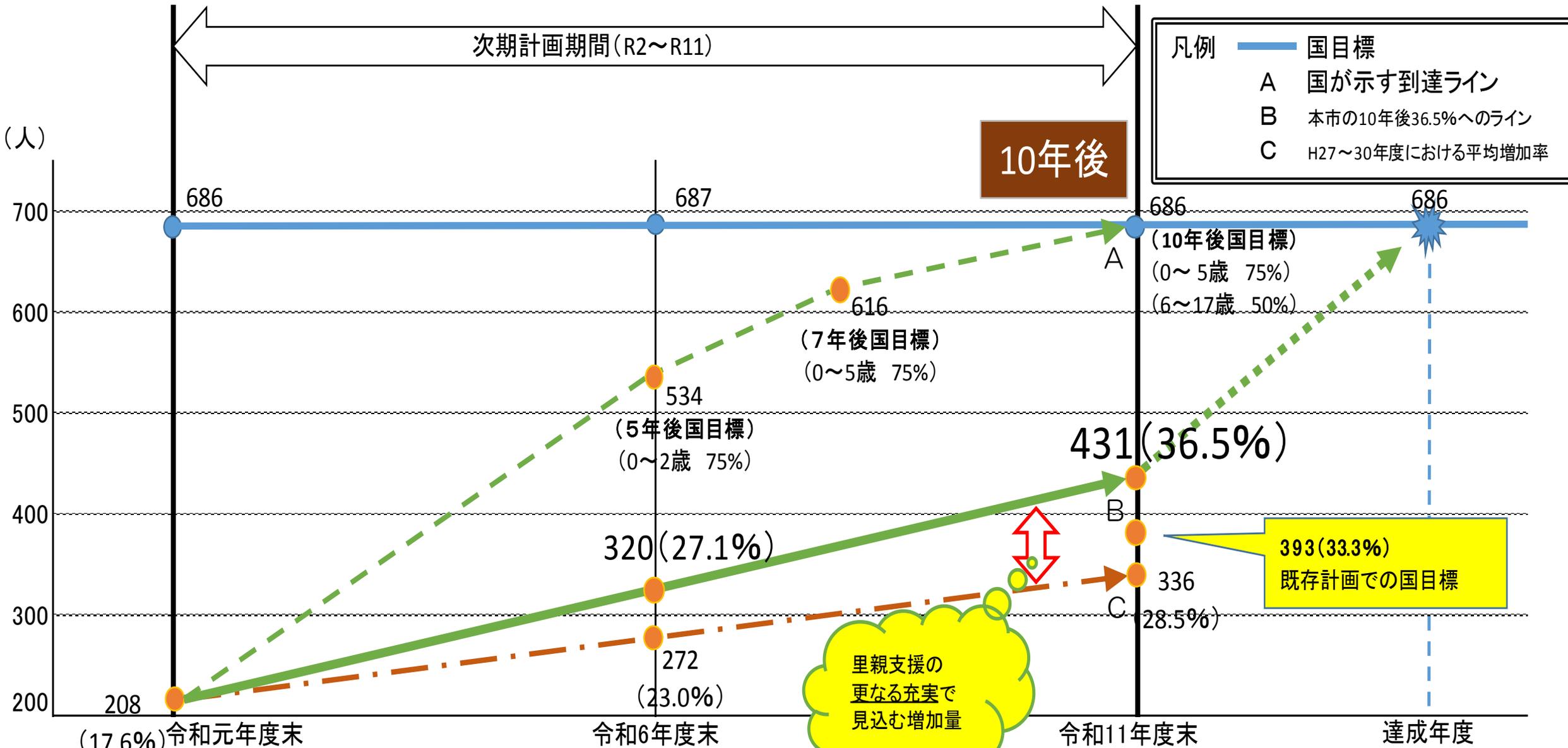


➤ その時に必要となる里親等委託児童数は **431人** (委託率**36.5%**) となる。

13

➡ **すべての児童が家庭的な養育環境で生活できている状態を実現**

10年後に里親等委託率を36.5%とした場合



10年後における里親等委託率目標

- 大阪市における10年後（令和11年度末）の里親等委託率目標を**36.5%**とする。

	全体	0～2歳	3～5歳	6～17歳
R2.3末（推定）	17.6%	10.6%	14.8%	20.0%
10年後（R11年度）	36.5%	41.0%	42.9%	33.9%
最終目標（国目標と同じ）	58.1%	75.0%	75.0%	50.0%

→ 次期計画目標

里親等委託にあたっての課題

- 施設への措置に比べ、里親への委託に対しては親権者の同意が得られにくい。
- 乳児については、オムツ交換、深夜の授乳や離乳食の調整、医療機関への受診など、養育者の負担が大きいため、他の年齢層より丁寧な研修や支援が必要である。
- 乳幼児の委託については、里親の年齢や仕事の状況、保育所の確保、実子との兼ね合いなどマッチングの条件が増える。
- ケアニーズの高い児童(触法・ぐ犯、発達特性のある児童等)について、里親は個人の家庭であり、相当な支援体制が必要となる。
- 実親との面会交流について、個人の里親宅での実施は難しく、面会交流の仕組みが必要である。

これらの課題解決には新たな里親開拓の手法や支援体制が必要

➡計画目標(委託率等)は毎年、進捗状況、現状を確認・検証し、5年後に見直すこととなっている。16

大阪市における里親養育の包括的支援に向けた取組

何らかの事情で家庭で必要な養育を受けられない子どもを家庭における養育環境と同様の環境において養育されるよう、里親等への委託を推進する。

里親等を量的に増やしていくとともに、子ども一人ひとりのケアニーズを適切にアセスメントし、さまざまな社会資源の中から最もふさわしい生活の場を選択し、その結果、里親に委託された場合には適切なマッチングや里親が養育の悩みを抱え込むことのないよう、関係機関によるチーム養育を推進する。そのため、里親のリクルート、研修から支援まで包括的に支援する体制を構築する。

こども相談センター

児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務（普及啓発・里親研修・里親委託調整・里親養育支援）を里親支援機関（A型）で一連の業務として効果的に実施できるよう、育成支援し、効果的に連携していくようめざす。

里親支援機関A型

こども相談センターからノウハウを引継ぎ、支援を受けながら、児童福祉施設や大阪市里親会、家庭養護促進協会などの関係機関と連携しながら、フォスティング業務（普及啓発・里親研修・里親委託調整・里親養育支援）を実施する。

里親支援機関B型

施設に配置された里親支援専門相談員を中心に、こども相談センターと連携しながら、所属施設入所児童の里親委託推進、退所児童の委託里親および近隣地域に居住する里親支援を中心とした役割を担う。大阪市里親会や家庭養護促進協会等関係機関と連携しながら、里親開拓や里親研修、里親交流支援を実施する。